

平成19年度業務実績報告書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

中期目標	中期計画
第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。
(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。 ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。 エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。 オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	(1)効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。 イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。 ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。 エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。 オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
第1 業務運営の効率化に関する措置 1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づいて平成19年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、インターネット及び官報により公表した。
(1) 効率的な業務運営体制の確立	(1) 効率的な業務運営体制の確立 1)一般項目 ・旧2研究所が統合した2年目の本年度は、初年度に導入した主要業務の実質的な統合計画に従い、約40項目の業務責任者／安全・健康・環境研究領域長・研究企画調整部・各センター・各研究グループの部長補佐／毎月開催の運営会議と業務会議に基づき、本格的な業務統合を進め、成果を得た。 ・統合業務の成果を高めるために、総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議と研究人事打ち合わせ会議を新設し、理事長を中心に重要な個別業務の改善の実施を図った。 ・理事の具体的な役割と業務内容を明確にし、組織運営の一層の効率化を図った。
ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し 旧産業安全研究所(以下、「旧安研」と略)と旧産業医学総合研究所(以下、「旧産医研」と略)の組織体制の一元化を進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況をふまえて適宜見直しを図る。	2)個別項目 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ＜添付資料1 組織図＞ ・中期計画の24の評価項目に加えて、関連する16項目の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、昨年度の川崎地区に加えて新たに清瀬地区でも業務担当者として部長を含む多くの職員を適材適所に配置した業務の統合化と効率化を進めた。 ・プロジェクト研究の13課題中10課題を、各研究グループの体制にとらわれない柔軟で効率的な研究チームを組織することにより実施した。同様に、研究所の研究員が代表者として獲得した文部科学省、厚生労働省の競争的資金等の16課題中12課題の研究を研究グループ外あるいは所外の研究者と実施した。 ＜添付資料2 プロジェクト研究課題等一覧＞
イ 研究管理の一元化 労働安全衛生研究に係る企画調整業務、労働災害調査分析等業務、及び国際情報・研究振興業務の一元化を図る。	イ 労働安全と労働衛生研究管理の一元化 ・前年度に続き、「理事長打ち合わせ会議」(全35回開催)、「運営会議」(同11回)及び「業務会議」(同11回)を開催し、理事長の主導のもと、それぞれ役員、総務部・研究企画調整部・センター、及び研究グループ長・業務責任者の3階層レ

中期目標	中期計画

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
ウ 人材の登用 研究員の採用は、原則として公募による選考とし、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い人材の任期付任用に努める。さらに採用方式の一元化を図る。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 総務部門の業務の一元化を進め効率化するとともに、定型業務の外部委託を進める。 オ 業務・システムの効率化 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、両研究所の文書フォーマットの統一化を	ベルで研究管理業務を一元化する方式を確立した。新たに「総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議」(同 29 回)を立ち上げ、総務部と研究企画調整部の連携強化による実効性のある研究管理の一元化の実現を図った。さらに「研究人事打ち合わせ会議」(同 1 回)を立ち上げ、真に能力、経験と意欲がある人材の活用を図った。 - 研究企画調整部、労働災害調査分析センター(以下「労災調査センター」という。)及び国際情報・労働衛生研究振興センター(以下「国際・研究振興センター」という。)において、それぞれで清瀬、川崎両地区の合同部会を各 9, 1, 12 回開催し、業務の一元化を進めた。 - 清瀬地区に研究管理を一元化するための本部棟を設置する目的で、総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議と理事長打ち合わせ会議でスタッフ配置図等の検討を加えた後、2 月 9 日に総合研究棟の改修工事を始め、3 月末までに工事を完成させた。 ＜添付資料3 図面と工程表＞ ウ 人材の登用 - 公募による選考により、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員を採用した。平成 18 年度に 17 名の応募者の中から採用を内定した若手任期付研究員 2 名を平成 19 年 4 月 1 日付で採用した。平成 19 年度の研究員公募については、ホームページへの掲載、大学への周知依頼、研究者人材データベース(JREC-IN)への登録などの方法により広く周知を行った。それにより、若手任期付研究員として、24 名の応募者の中から平成 20 年 1 月 1 日付で 2 名を採用し、平成 20 年 4 月 1 日付で 5 名を採用することを決定した。 - 平成 19 年度末に任期が終了する任期付き研究員 2 名について書類選考と面接試験を行い、平成 20 年 4 月 1 日付で任期を付さない研究員として採用することを決定した。 - 優れた資質を有する任期付研究員を任期満了前に任期を付さない研究員として採用するために研究職員の昇格基準に準じた審査を行い、一名の採用を内定した。これに伴い、任期付研究員規定の見直しに着手した。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 - 本年度に新設した総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議により、総務部長が清瀬地区のみならず川崎地区の総務部業務を総括し、同様に総務課長は川崎地区のみならず清瀬地区の総務課業務も総括する業務体制への一元化を強力に進め、目的を達成した。 - 本年度創刊した和文学術誌「労働安全衛生研究」の編集業務を国際学術誌 Industrial Health と同じように外部委託した。 オ 業務・システムの効率化 - 前年度に導入した新しい決裁方式をほぼ定着させることにより、決裁時間の短縮等決裁業務の大幅な効率化と一元化を実現させた。

中期目標	中期計画
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。	(2)内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
引き続き進める。	・清瀬、川崎間のテレビ会議により、業務の一元化を大幅に促進するために、両地区の業務責任者を中心に検討を進め、機種、設置場所、予算等を決定し、導入した。
(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 調査研究の進行状況を定期的に把握し評価するシステムの構築を進める。また研究管理システムの一元化のため、両研究所の研究管理システムの統一化を引き続き推進する。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 構築した評価システムにより研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究職員の業績評価 研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務、及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切かつ総合的に評価する。	(2)内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し ・2年前統合時から始めた研究企画調整部長／首席、労災調査センターセンター長(以下「労災調査センター長」という)、国際・研究振興センターセンター長(以下「国際・研究振興センター長」という)、及び3研究領域長レベルの一元的な研究管理システム(運営会議)に加えて、本年度5月より清瀬地区および川崎地区の各研究グループでの研究管理と両地区の業務責任者単位の業務管理を充実させるために毎月1回業務の進捗の報告を行う業務会議を立ち上げた。これによりこれまでの調査研究の進捗状況を総合的かつ定期的に把握し、正確に評価できるシステムとした。 ・この業務会議の導入により、これまで不十分であった各研究グループと研究者個人、特に若手研究者の業務実施状況の把握とボトムアップが図られるようになった。また地区間の交流が進み両地区の研究管理システムの統一が進んだ。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 ・前年度に導入した各研究グループ会議における研究進捗状況の報告、同じく業務会議における研究グループ長、プロジェクト研究責任者等の報告、さらに3研究領域長による運営会議への報告等により、研究実施状況を把握し、研究及び業務の推進を図る研究管理システムをさらに充実化した。 ・また新たに全研究職員による研究討論会(テクニカルミーティング)で当該地区の研究領域長と研究所長が基盤的研究等の研究評価と系統的な業績評価を行い、直接研究を業務管理へ反映させるシステムを導入した。 ・内部評価会議等において労働災害の原因の調査(以下「災害調査」という。)等の進捗状況の報告を求め、その進行管理を行い、平成19年度に依頼のあった災害調査及びそれに係る鑑定等39件のうち、21件については厚生労働省等に報告書を提出した。 ウ 研究職員の業績評価 ・研究職員の業績評価基準を両地区で統一し、①研究業績、②対外貢献(行政貢献、学会貢献、国際貢献等)、③所内貢献、及び④独法貢献を公正かつ適正に評価できる評価システムにより、研究職員個人の所属部長／首席／センター長／研究グループ長／首席に室長、補佐を評価担当者に加えた第1段階評価、領域長による第2段階評価、所長による第3段階評価の3段階評価制度の評価を実施した。 ・評価結果は部長級の昇任人事のほか、昇格人事、予算配分等に反映させた。また、今年度から評価結果に基づく優秀研究者と若手研究者の表彰を従来の清瀬地区に川崎地区を加えた統合方式で実施した。

中期目標	中期計画
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15%、事業費(退職手当を除く。)について5%に相当する額を節減すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	(3)業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。 エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 省資源・省エネルギーの推進、IT 技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化、研究部門の見直しを行い、経費の節減を図る。	(3)業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 1) 施設経費の節減 ・本部棟及び川崎地区管理棟に中長期的に大幅な経費節減が見込まれるテレビ会議装置を設置した。 ・両地区の人工環境室を清瀬地区に集約し施設経費の永続的な節減を図った。 ・同様に川崎地区で二カ所に別れていた病理実験室を統合した。 ・ダイオキシン関係の高度分析研究が終了したため、高度分析施設の管理水準を緩和し、維持管理コストを引き下げた。 ・同様に低温実験施設も運用計画を大幅に効率化した利用を継続し電気代を含む必要経費を節減した。 2) 研究経費の節減 ・プロジェクト研究の全課題に対して申請額の3割を削減した。さらに内部評価委員会と外部評価委員会で厳密な業績評価を行い、これに研究代表者の個人業績評価結果を加味した総合的な評価結果を基に研究費の配分を150万円の減額から250万円の増額の範囲で調整した(川崎地区)。また、外部研究評価で問題点が指摘された1課題については開始を先送りし、研究費の有効活用につなげた。 ・同様に基盤的研究費に対して内部評価委員会の基盤的研究評価点と個人業績評価点の総合評価結果を基に、各人への配分額を最低20万円(2名)(前年度は40万円)から120万円(3名)(同250万円)までの範囲に固定し、イノベーション25研究とGOHNET研究の担当者にそれぞれ200万円を配分するという目的を達成した。 ・大型・小型研究機器と機械器具の保守管理費の決定については予算担当者が詳細なヒアリングと検討を重ね、不用で成果の見込まれない予算を排除することにより、経費の節減と効率化を図った。 ・昨年度に引き続き一般競争入札の徹底を図ることにより経費の削減に努めた(平成17年度28件、平成18年度55件、平成19年度63件)。 <table><tr><td></td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td>一般競争入札件数</td><td>28</td><td>55</td><td>63</td></tr></table> ・研究職員が行う実験研究の実施時期を調整して光熱水使用量の分散化を図ると共に、昼間消灯や夏期の軽装励行等を実施し省エネにより経費節減に努めた。		H17	H18	H19	一般競争入札件数	28	55	63
	H17	H18	H19						
一般競争入札件数	28	55	63						
イ 競争的研究資金、受託研究の獲得 関係省庁、公益団体、企業等の競争的資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。	イ 競争的研究資金、受託研究の獲得 ・国及びその他の団体等からの競争的資金に積極的に応募するとともに受託研究の獲得に努めた。平成19年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は、文部科学省(科学研究費補助金基盤B, C, 若手研究B及び特別研究員奨励費)、厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金)、民間(受託研究)等からの合計32課題								

中期目標	中期計画
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
ウ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。 エ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し、業務運営を行う。 オ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを適宜行う。 カ 業績評価に伴う経費節減 適正な業績評価を通じた経費節減に努める。	で、前年度より1課題増加した。 ＜添付資料4 外部研究資金の導入＞ ウ 自己収入の確保 ・研究所資産貸付規程に基づき、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行った。その結果、平成19年度は2件の施設貸与を行った。また、それらの実験施設を用いた受託研究は共同研究の実施にもつながった。 ＜添付資料5 研究施設・設備の外部貸与公告＞ エ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算の作成と業務運営 ・平成 19 年度については、中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、効率的な執行を図り、経費節減に努めた結果、計画の範囲内で予算の執行ができた。 オ 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員給与の適宜見直し ・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の給与月額の見直しに準じて、子等に係る扶養手当及び期末・勤勉手当の改正を行った。さらに、昨年度導入した新昇給制度の実質的な運用を開始し、個人業績に応じて昇給者を決定した。 カ 業績評価に伴う経費節減 ・前年度に続き厳密な業績評価を進めプロジェクト研究の各課題を最大150万円減額した。さらに1課題の研究開始を停止した。 ・同様に基盤的研究への配分額を最大50万円減額した。 ・大型および小型研究機器と機械器具の保守管理費の決定について予算担当者の詳細なヒアリングにより研究成果の見込まれない予算を排除した。
2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るため、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、硬直化の傾向があった研究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようにする。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 1) 本部棟の設置 ・清瀬地区に研究管理を一元化するための本部棟を設置する目的で、総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議と理事長打ち合わせ会議でスタッフ配置図等の検討を加えた後、2月9日に総合研究棟の改修工事を始め、3月末までに工事を完成させた。理事長・理事・監事室をこれら実務部門と隣接させることにより相互間のコミュニケーションの改善を図った。 2) 使用状況の把握と効率的な利用 ・今年度も研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、機器等の使用状況、コスト、及びそれに見合う成果について検討を行い、新たに川崎地区で二カ所に別れていた病理実験室を統合した。 ・イノベーション25研究で使用する人工環境室の経年劣化が著しいため、川崎地区の人工環境室を廃止し、清瀬地区に新設した。これにより従来から清瀬地区にある施設とともに両

中期目標	中期計画
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項
1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。 イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ホームページや広報誌への掲載、講演会等での広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を進める。	地区の研究員が効果的に使用できる環境を整えた。 ・その他、主要施設の利用状況のモニタリングを施設管理担当者により定期的に行った。 イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ・研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため、共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開した。また、各種講演会・交流会等で積極的に広報し15 課題の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限る。以下同じ。)を実施して施設の共同利用を進めたほか、平成 19 年度には 2 件の施設の有償貸与を行った。 ＜添付資料5 研究施設・設備の外部貸与公告＞
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映
ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア) 労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働衛生重点研究推進協議会」の活動内容に産業安全に関する研究戦略の策定を加えた「労働安全衛生重点研究推進協議会」としての活動を通じて、産業安全に係る重点研究推進を図るための検討を行うほか、引き続き労働衛生に係る協議会シンポジウム、重点研究課題の研究者登録、論文調査等を運営実施する。 (イ) 業界団体や第一線の安全衛生管理者等を対象とした労働安全衛生に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。 (ウ) 「客員研究員研究交流会」を開催し、産業医等から労働現場の最先端の研究ニーズを把握するとともに研究職員との共同研究を進める。 (エ) 産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を定期的に開催し、研究ニーズの情報交換に努める。	ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア)労働安全衛生重点研究推進協議会 ・旧産業医学総合研究所が6年間事務局として主宰した「労働衛生重点研究推進協議会」を発展的に解消して、今年度から新たに「労働安全衛生重点研究推進協議会」を発足させた。これにより労働衛生だけでなく産業安全を加えた労働現場のニーズの把握を飛躍的に向上させることとした。この結果、経営者団体、労働組合、職場の安全衛生管理者、関係調査研究機関、大学、行政等から安全と衛生の幅広い分野を対象に労働現場のニーズを収集することが可能になった。 ・本年度は新協議会の設置要綱と分科会を定め、委員長以下産業安全、労働衛生両分野の委員、顧問、オブザーバ等を選任した。これに基づき第1回の協議会を平成20年3月に開催した。 ＜添付資料6 設置要綱、委員名簿、スケジュール＞ ・労働安全衛生重点研究推進協議会の公開シンポジウムとパネルディスカッションを平成19年12月に開催した。シンポジウムでは各重点研究領域における国内の代表的な研究者から最先端の現場ニーズと研究ニーズを把握した。パネルディスカッションでは産業界、労働組合、行政、及び学術界を代表するリーダーの方々から新しく成立した協議会の運営方針について根本的な指針を収集した。参加者169名。 ＜添付資料7 シンポジウム抄録集＞ ・「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した21世紀初頭10年間に実施すべき労働衛生の18優先研究課題に関する

中期目標	中期計画

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
イ 行政ニーズの把握と業務への反映 厚生労働省安全衛生部の部議、同部との定期的な情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。	研究課題登録を引き続き行った。 (イ) 学界団体等との情報交換 ・日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部との情報交換会を平成20年3月に実施し、産業現場からの労働安全衛生研究に向けた要望等を聴取し、意見交換を行った。 ・プロジェクト研究「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」に関して進捗管理のため現場の専門家による「鋼製橋桁架設時における安全性検討委員会」を開催し、現場の要望の把握に努めた。 (ウ) 客員研究員研究交流会 ・前年度までに清瀬地区(旧産業安全研究所)と川崎地区(旧産業医学総合研究所)で別々に実施された「客員研究員交流会」を統合して一元的に実施するために準備作業を開始した。まずそれぞれの地区でのみ任命されていたフェロー研究員と客員研究員を両地区から選任するための作業を進めた。 ・これに基づき新たに統合した交流会を企画し、年度末に増加した諸行事を調整し、次年度早々の5月1日に実施することにした。 (エ) 産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会 ・本年度の研究交流会を7月に北九州市で実施した。研究職員5名が産業医科大学を訪問し、相互の研究発表と討議を通じて大学側の産業現場の研究ニーズの把握に係る詳細な情報を収集した。 (オ) その他 ・外部からの問い合わせに対する窓口の一元化等、相談体制の組織化・効率化を図った。その結果、ホームページ等を通じての研究所と調査研究活動に関する問い合わせが 205 件あり、一般社会からのニーズを把握するとともに有益な情報を提供した。 ・以上の労働現場のニーズは、研究所の月例の運営会議、業務会議、全職員の業務集会(ビジネスミーティング)で定期的に全職員に報告し、各種の研究内容への反映を図った。 イ 行政ニーズの把握と業務への反映 ・厚生労働省労働基準局安全衛生部の会議に理事長が全 9 回出席し、研究所における業務の進捗状況を報告するとともに、行政ニーズと労働現場の状況を把握した。 ・行政からの調査研究要望に基づいて平成 20 年度の研究計画を策定するとともに、厚生労働省関係各課との種々の手法による随時かつ緊密な情報交換・連絡・協議を行い、行政ニーズが高く緊急性のある調査研究として、「ITを活用した新たな安全衛生管理手法の開発」は、11 次労働災害防止計画における労働災害多発業種(製造業)対策内の項目、「IT技術を活用した安全衛生管理手法の普及促進」として生かされた。 ・厚生労働省化学物質対策課より出された行政通達「輸入貨

中期目標	中期計画
2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 (1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等に	2 調査研究業務の重点的实施 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。 (1)プロジェクト研究 中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。 なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。 <平成19年度に実施しない課題は記載略> ア 労働者の健康、疾病と事故との関連、影響等に関する研究 (ア)事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 労働者のストレスや心身の健康状況が事故の発生に及ぼす影響を明らかにし、事故を予防する観点を含め、職場におけるストレス予防対策に係るマニュアルの作成を行う。 (イ)第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 第三次産業の小規模事業場における安瀬婦負生リスク評価方法を開発し、その有効性を検証する。 (ウ)危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	物に係わる港湾荷役作業におけるアフラトキシンばく露防止対策について」(基安化発第 0518002 号, 平成 19 年 5 月 18 日)を受けて、同課よりアフラトキシンに汚染されたトウモロコシの荷揚げ作業の際のばく露量の推定に関する追加の調査を依頼された。国立医薬品食品衛生研究所の衛生微生物部の研究者と協議した結果、アフラトキシンに汚染されたトウモロコシのサンプルを確保して、トウモロコシ粉じんのばく露からアフラトキシンばく露量を推定することとした。 ・研究所が主催した「粉じん障害防止対策の検討のための調査研究班」の報告書「粉じん障害防止対策の課題と方向性について」の内容が、粉じん障害防止規則の改正、第 7 次粉じん障害防止総合対策の制定、局所排気装置等の定期自主検査指針の制改定に反映された。 ＜添付資料 8 厚労省調査研究要望一覧＞ ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ・研究所が長年発行している国際学術誌「Industrial Health」に加えて今年度から新和文学術誌「労働安全衛生研究」を発刊し、将来日本の労働現場で生じうる最先端の研究ニーズの把握に努めた。特に和文誌は専門用語を含め全文を日本語表記とし国内の労働現場とのコミュニケーションの促進に努めた。また編集顧問を含む編集委員の約半数を外部の専門家とし、これらの方々を通じたニーズの把握の促進に努めた。さらに「レター欄」を設けて一般読者からの新しい労働安全衛生活動の収集を図った。 ＜添付資料 9 役職員の委員派遣等一覧＞
2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施し、更に適切な中間評価と事後評価を行う。また次年度に開始予定の研究課題に対する事前評価を実施する。 (1) プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。 ア プロジェクト研究 別紙 1 に示す 13 課題を実施する。 イ 競争的資金による研究 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金による研究を実施する。	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 (1) プロジェクト研究 ・中期計画及び平成19年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究の13課題を実施した。 ア 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 [初年度] イ 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 [初年度] ウ 危険物・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 [初年度] エ 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 [最終年度] オ 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 [最終年度] カ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 [初年度] キ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研

中期目標	中期計画
より、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究	産業現場における火災・爆発災害、中毒災害防止のために、化学物質の火災・爆発危険性及び有害性に関する総合的かつ統一的な評価体系を開発し、合理的な危険・有害物規制のあり方について提言する。 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 (イ)橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 橋梁建設工事における架設中の災害防止に資するため、架設工事で使用される建設機材の構造要件等を明らかにし、崩壊・倒壊に関する危険性評価手法の開発を行う。 (エ)液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止(継続課題) 静電塗装等の液体噴霧プロセスにおける静電気による爆発・火災災害防止技術を確立するため、噴霧に伴う放電現象の解明、コンピュータシミュレーションによる安全評価技術の開発を行う。 (キ)高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 長期間使用されている高圧力設備の破損による災害防止を目的として、設備の劣化特性を明らかにし、安全な維持管理法の要件を提言する。 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 (ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 作業環境評価法が確立されていないナノ粒子等について、測定技術及び除去技術の開発を行うとともに、動物実験による生体影響評価が可能となるよう吸入曝露実験のための発生法の開発を行う。 (ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の実行上の問題点を明らかにし、その解決策を提言する。 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 (ア)過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 長時間労働や強度の仕事ストレスによる蓄積疲労をチェックするための、簡便で信頼性の高い蓄積疲労評価手法を開発するとともに、蓄積疲労の効果的な予防策を提案する。 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究 (ア)石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 石綿のばく露経路やリスクを分析・検討し、従事期間及び従事時期等の情報からばく露量を推定できるデータベースを作成し、石綿関連がん(肺がん、中皮腫)の発症リスクをシミュレーションする。 (カ)有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理(継続課題) 化学物質、紫外線等の物理的因子に係る有害要因の低レベルばく露について、生殖系や眼などへの影響を明らかにする。 (キ)職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス(継続課題) 職業病、作業関連疾患について、疾患サーベイランスシステムを構築し、その有効性を検証する。 (ク)労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 有害物理因子にかかわる評価基準や保護具の使用基準を提言する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	究〔初年度〕 ク 災害多発分野にけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 ケ 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 コ 石綿の職業ばく露経路及びそのリスクに関する研究 サ 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理〔最終年度〕 シ 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス〔最終年度〕 ス 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 ・平成20年度開始課題(3課題)、平成19年度実施課題(13課題)、及び平成18年度終了課題(4課題)について、研究所の内部評価会議(理事長、理事、研究企画調整部長／首席、労災調査センター長／国際・研究振興センター長、研究グループ長／首席、総務部長／課長(ほか)及び外部評価会議(外部有識者)で5段階評価法による事前、中間、及び事後評価を実施した。さらにこれらの評価結果を次年度の研究費の配分額に反映させた。 ・平成19年度に新規に開始された研究課題にはナノ粒子、ストレス予防対策等社会的ニーズが急速に高まりをみせた新課題が含まれた。 ・競争的研究資金による研究(厚生労働科学研究費、文部科学省科学研究費等)を16件実施した。 ・平成18年度に終了したプロジェクト研究「筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究」の成果が、「職場における腰痛発生状況の分析について」(平成20年2月6日付け基安労発第0206001号)で引用された。 ・平成19年度に開始したプロジェクト研究「先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究」の成果に基づき、「ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防的対応について」(平成20年2月7日付け基発第0207004号)「3. ばく露防止のための予防的対応について」および「4. その他の関係情報の入手先」が作成された。 ・平成18年度終了課題「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究」の成果が、以下の行政政策へ反映された。 1) 平成18年4月1日施行、労働安全衛生法第28条の2(危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施)、及び同条に基づく基発第0310001号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において、実施内容(リスクアセスメント手順)を提言した。 2) 平成19年7月31日付け基発第0731001号「「機械の包括的な安全基準に関する指針」の改正について」において、本質的安全設計方策の要件や操作装置の技術的要件を提言するとともに、リスク低減の手順の原案を作成した。

中期目標	中期計画
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。 ＜別紙2省略＞	(2)基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	3) プレス機械又はシャーの安全装置構造規格(改訂作業中)において、大型プレスやプレスブレーキへの危険点近接作業に対するレーザー式安全装置の技術要件を提言した。 ＜添付資料10 プロジェクト研究と基盤的研究の概要＞
(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙 2 に示す課題を実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。	(2) 基盤的研究 - 平成19年度計画において予定した14研究領域68研究課題の全てを実施した。また、平成19年度計画には記載されていない以下の5課題の研究を実施した。 1) ウォーターミストによる火炎抑止システムの開発 2) ガソリン等液体燃料へのマイクロバブルを添加する装置および作業の安全性評価 3) 粉じん爆発現象の基礎的解明 4) 酸素の安全な取り扱い技術の確立に関する研究 5) 労働安全における体験型教育手法に関する基礎的研究 - 研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。研究成果と目標達成度を明記した研究報告書および各研究グループ長による総括が内部評価委員会に提出され、それらに基づいて基盤的研究として評価された。その結果を予算配分、実行計画に反映させた。 - これらの課題に関しては、内部評価規程に基づいて理事長、理事、研究企画調整部長／首席／補佐、労災調査センター長／補佐、国際・研究振興センター長／補佐、各研究領域長、各研究グループ長・首席／室長／補佐による5段階評価結果を、次年度の研究費の配分に反映させた。 - 平成19年度実施の「災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究」サブテーマ「機械作業におけるリスク定量化システムの開発・普及」の研究手法が、平成20年度新規プロジェクト研究「第三次産業で使用される機械設備の基本的安全に関する研究」につながった。 「振動曝露の人体影響に関する研究」で得られた研究成果の一部は、ISO/TC108/SC4 (ISO10068: 手腕系における駆動点機械インピーダンスの測定方法) の改訂作業を進めるための貴重な基礎データの一部として活用された。 - これまでのプロジェクト研究は基盤的研究から発展したものが多く、さらに今年度は国際水準に達したイノベーション25研究とGOHNET研究へとそれぞれ5課題と3課題の基盤的研究が発展することとなった。 - このため今後基盤的研究を外部評価の対象とすべくまず内部評価の充実化を進めた。 ＜添付資料10 プロジェクト研究と基盤的研究の概要＞

中期目標	中期計画
3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。 イ 研究評価に当たっては、学際的な研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的な研究を積極的に行う。
4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。	4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 (ア) 産業安全と労働衛生の両者の研究員の知見を活用した学際的研究を推進する。 (イ) 旧安研と旧産医研所属の研究部が統合された人間工学・リスク管理研究グループ内の学際研究を進める。 イ 学際的研究の評価 研究所の内部評価と外部評価における学際的な観点からの評価結果を踏まえて学際的研究の一層の推進を図る。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 ・GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に関する安全研究領域(清瀬地区)のプロジェクト研究に、安全・衛生両分野の研究者が参画した。 ・交通労働災害に係る厚生労働科学研究費補助金の研究及び過労運転に係る厚生労働省からの競争的研究資金による調査研究に、安全・衛生両分野の研究者が参画した。 ・清瀬地区の環境安全実験棟および川崎地区の研究本館に、人間工学・リスク管理研究グループ室を設置し、両地区の研究職員が一堂に会して学際的研究を進める環境を整え、合同部会を実施した。 ・同グループの安全・衛生分野の研究職員が共同で、高齢労働者の階段における転倒死亡災害に対する労働災害調査を実施し、高年齢労働者の段階での転倒・転落リスクを低減するための対策を含む報告書を行政に提出した。 ・前年度に導入した複数の研究グループを統括する3人の研究領域長を研究所の運営会議(月例)の正規の委員として毎回活動報告を求めることにより研究グループ間の学際的研究の進展を図った。 ・また次回の組織規程の改訂及び中期計画の開始に向けて正規の職制とすべく活動実績の蓄積を図った。 ・これらのほか、プロジェクト研究、基盤的研究、外部研究資金による研究等に所外の様々な分野の研究者を積極的に取り込んで、より広い観点から学際的研究を進めた。 イ 学際研究の評価 ・内部評価委員会及び外部評価委員会において、産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的視点からの評価を受けた。 ＜添付資料11 平成18年度外部研究評価報告書＞
4 研究項目の重点化 中期目標期間中の基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数と比して約2割減少させ、プロジェクト研究に重点化を図ることを目的に課題数を調整する。	4 研究項目の重点化 ・プロジェクト研究の重点化を進めるために基盤的研究の研究課題数を前中期目標期間平均数102課題に対し、18年度から20年度までの平均数を71課題として3割の縮減を図った。 ・平成19年度に実施した基盤的研究のうち、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に関連する研究課題5課題、及びWHO(世界保健機構)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン(GOHNET)」に関連する研究課題3課題を、それぞれ「イノベーション25研究」及び「GOHNET研究」として重点化し、平成20年度計画よりプロジェクト研究と並んで外部評価と内部評価の対象課題とした。 ・イノベーション25研究 (1) 多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究 (2) 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術

中期目標	中期計画
5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。	5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	研究 (3) 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究 (4) 生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 (5) 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究 ・GOHNET研究 (1) 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブサーベイランス(作業関連疾患の疫学研究の推進を含む) (2) 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメントシステムの確立 (3) ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害
5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 内部研究評価の評価システムを改善して、全ての研究課題について専門的、客観的かつ総合的な観点から評価を実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の研究者から構成される第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3 か月以内に研究所のホームページに公	5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 ・前年度の計画に従い統合2年目の本年度に清瀬、川崎両地区の内部評価基準の統一を果たした。 ・研究企画調整部長／同首席／労災調査センター長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐(第1段)、研究領域長(第2段)、各地区の研究所長(第3段)の3段方式でプロジェクト研究、基盤的研究、イノベーション25研究、GOHNET(Global Health Network)研究及び個人業績の各項目に対し5段階評価を実施した。 ・この内、個人業績評価では①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献、及び⑤その他の総合評価の5項目による総合点を算出し、評価結果を部長級の昇任人事のほか昇格人事、予算配分等に反映させた。 (2) 外部研究評価の実施 ・産業安全と労働衛生分野を代表する15人の評価委員により一元化した外部評価会議を平成20年3月4日に開催し、プロジェクト研究課題(20題)、イノベーション25研究課題(5題)、及びGOHNET研究(3題)に対し学際的視点も含めた事前、中間、及び事後評価を行った。 ・評価委員の内訳は両分野の学識経験者が各5名で、共通分野(経済界、労働界、行政、医師会、及び一般社会)に通じた学識経験者各1名であった。 ＜添付資料11 平成19年度外部研究評価報告書＞ ・外部評価結果は内部評価の個人業績等と併せて平成20年度実施のプロジェクト研究予算の増減及び研究計画の見直し等に積極的に活用した。 ・平成18年度の研究評価報告書を平成19年度に発行し、その要約版をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。 ＜添付資料12 平成18年度研究評価報告書 Web 版要約＞

中期目標	中期計画
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。	6 成果の積極的な普及・活用
(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。	(1)国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要な応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
表する。	・平成 19 年度の評価結果を受理日より 3 ヶ月以内に研究所のホームページに公表するために、結果の集計、編集等の準備作業を進めた。
6 成果の積極的な普及・活用	6 成果の積極的な普及・活用
(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。	(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 1) 研究所が依頼した研究班 ・厚生労働省の依頼を受け、研究所としてもその重要性を理解したので運営費交付金を使って組織した「粉じん障害防止対策の検討のための調査研究班」の報告書「粉じん障害防止対策の課題と方向性について」が、(1) 粉じん障害防止規則の改正、(2) 第 7 次粉じん障害防止総合対策の制定、及び(3) 局所排気装置等の定期自主検査指針の制改定に反映された。 2) 行政支援研究 ・厚生労働省から受託して平成 18 年度に実施した「過労運転等による交通労働災害防止に係る調査研究」の報告書が、平成 19 年度に厚生労働省に設置された「交通労働災害防止専門家検討会」における資料として活用されるとともに、担当研究員も同検討会に参画し、交通労働災害防止のためのガイドラインの見直しに向けた検討が行われた。 ・行政支援研究「簡易ボイラー等構造規格の改正にかかわる調査研究」を実施し、報告書を厚生労働省に提出した。今後、簡易ボイラー等の構造規格の改正に反映される予定である。 ・行政支援研究「IT を活用した新たな安全衛生管理手法の開発」で得られた結果は、第 11 次労働災害防止計画における労働災害多発業種(製造業)対策内の項目、「IT 技術を活用した安全衛生管理手法の普及促進」として生かされた。 3) 基準制改定等のための検討会議委員会等 ・「手腕系振動－第 3 部:測定及び評価に関する一般要求事項(JISB7761-3)」に係わる JIS の策定委員会委員長として研究職員が尽力し、平成 19 年 4 月 20 日に制定された。 ・同様に「防振手袋(JIST8114)」に係わる JIS の策定委員会委員長として研究職員が尽力し、平成 19 年 5 月 25 日に最新改正された。 ・「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第 1 部:指先における測定方法(JISB7763-1:2008)」及び「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第 2 部:指先における測定結果の解析と解釈(JISB7763-2:2008)」に係わる JIS の策定委員会委員長及び委員として研究職員が尽力し、各規格原案が策定された。

中期目標	中期計画
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書, その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を, それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。	(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して, 国内外の学会, 研究会, 事業者団体における講演会等での口頭発表, 原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告, 行政に提出する災害調査報告書, 労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																									
	・JIS B8433-1:2007(産業用ロボットー安全要求事項-第 1 部: ロボット)に係るJIS の策定委員会 WG に研究職員が主査として尽力し、規格原案を策定した。 ・IEC/TC44 部会 /WG に研究職員が参加して IEC/TR 61496-4 Ed.1.0:2007(b)Safety of machinery - Electro-sensitive protective equipment - Part 4: Particular requirements for equipment using vision based protective devices (VBPD)(機械の安全性-電気感光性保護機器-第 4 部:視覚的保護装置(VBPD)を用いる機器に関する特定要求事項) の規格原案を策定した。本原案に基づいて基準が 2007 年 7 月 10 日に制定された。 ・ISO TC96 SC10 国内委員会に研究職員が参加して ISO 20332-1 Crane - Proof of competence of steel structures -Part1:General の規格原案を策定し、本原案に基づく基準の制定が承認された。 ・JIS 原案作成委員会ならびに同分科会に研究職員が参加して、JIS 8833 (クレーンー荷重及び荷重の組み合わせに関する設計原則)の第 1 部(一般), 第 2 部(移動式クレーン), 第 3 部(タワークレーン), 第 4 部(ジブクレーン), 第 5 部(天井走行及び橋形クレーン)の原案を策定した。本原案に基づいて基準が 2008 年 3 月 25 日に制定された。 ・JIS 原案作成 E 作業委員会に研究職員が参加して JIS C 61340-4-4(静電気ー第 4ー4 部:特定応用のための標準的な試験方法ーフレキシブルコンテナの静電的分類)ならびに JIS C 61340-4-3(静電気, 第 4ー3 部:特定応用のための標準的試験方法ー履物)の規格原案を策定し、本原案に基づく基準の制定が承認された。 ・その他, 18 人の研究職員が, 国内外の基準制定・改訂に係わる 35 の検討会等の委員として参画した。 ＜添付資料9 役職員の委員派遣等一覧＞																									
(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。	(2) 学会発表等の促進 ・平成19年度の論文発表等は333報、講演・口頭発表等は369回であり、いずれも平成19年度計画に掲げた数値目標の約2.0倍、1. 1倍となった。 ・論文発表等の内訳は、原著論文82編、原著論文に準ずる学会発表の出版物81編、総説論文35編、著書30編、行政報告書等41編、その他の専門家向け出版物64編であった <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td>論文発表等</td><td>241</td><td>333</td></tr><tr><td>うち 原著論文</td><td>(83)</td><td>(82)</td></tr><tr><td>うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物</td><td>(36)</td><td>(81)</td></tr><tr><td>うち 総説論文</td><td>(27)</td><td>(35)</td></tr><tr><td>うち 著書</td><td>(20)</td><td>(30)</td></tr><tr><td>うち 行政報告書等</td><td>(34)</td><td>(41)</td></tr><tr><td>うち その他の専門家向け出版物</td><td>(41)</td><td>(64)</td></tr></table>			H18	H19	論文発表等	241	333	うち 原著論文	(83)	(82)	うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)	うち 総説論文	(27)	(35)	うち 著書	(20)	(30)	うち 行政報告書等	(34)	(41)	うち その他の専門家向け出版物	(41)	(64)
	H18	H19																								
論文発表等	241	333																								
うち 原著論文	(83)	(82)																								
うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)																								
うち 総説論文	(27)	(35)																								
うち 著書	(20)	(30)																								
うち 行政報告書等	(34)	(41)																								
うち その他の専門家向け出版物	(41)	(64)																								

中期目標	中期計画
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。
(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績		
	講演・口頭発表等	388	369
	・研究職員が、「連続繊維補強土の凍結サンプリング方法と強度特性」が第42回地盤工学会研究発表会優秀論文発表者賞、「ジルコニウム粉の静電気危険性－帯電および着火特性に関する実験的考察－」が平成19年度安全工学会論文賞、2007年世界安全機関（WSO）World Environmental/Occupational safety Person of the year賞を受賞するなど学会等において高く評価された。 ＜添付資料13 役職員の研究業績等一覧＞		
(3) インターネット等による研究成果情報の発信	(3) インターネット等による研究成果情報の発信		
ア 研究成果の公開	・統合研究所のホームページを作成し、平成18年度の研究成果データベースを公開した。		
平成 18 年度中における公表論文について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。	・研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年6回発行)の全論文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。		
イ 年報、研究所ニュース等の発行	・研究所が発行している和文学術雑誌「労働安全衛生研究」(年2回発行)の全論文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。		
平成 18 年度労働安全衛生総合研究所年報、安衛研ニュース(仮称)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。	・同、この和文誌に「研究所通信欄」を設け、研究所の研究成果と調査研究業務の状況を研究員が平易な文章で解説し、広く関係労働安全衛生機関、産業界への広報を図った。これらの記事数は1, 2号併せて13件に及んだ。		
ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿	・研究所ホームページへの平成19年度のアクセス数は年間約114万件であった。 http://www.jniosh.go.jp/		
事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	・平成18年度労働安全衛生総合研究所年報の発行作業を行った。		
	・安衛研ニュース(メールマガジン)を創刊した(総配信数:530通)。		
	・そのほか、特別研究報告JNOSH-SRR-NO.35(2007)「情報化技術を援用した中小規模掘削工事の安全化」、技術指針JNOSH-TR-NO.42(2007)「静電気安全指針2007」を発行した。		
	＜添付資料14 刊行物一覧＞		
	・一般誌等に29件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。また新聞・テレビ等の取材に協力し、職員の研究等を紹介した。(17件)		
	＜添付資料13 役職員の研究業績等一覧＞		
(4) 講演会等の開催	(4) 講演会等の開催		
ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を 3 回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。	・「安全衛生技術講演会」を平成19年10月3日及び10月19日に東京都で、同10月10日に大阪市で、同10月11日に名古屋市でそれぞれ開催し、「化学物質等による労働災害を防止するために－化学物質等の管理に関する最近の研究成果を中心として」をテーマとして4名の研究職員及び1名の外部講師による講演を行うとともに、「これからの化学物質等の管理のあり方」と題したパネル討論を行った。企業等からの		

中期目標	中期計画

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
イ 4 月 15 日を川崎施設、4 月 18 日を清瀬施設の一般公開日として研究所の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	参加者は、全体で839名を数え、昨年度に比べ、約4割の増加となった。 ＜添付資料15 労働安全衛生技術講演会開催報告＞ ・平成19年12月13日に「労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム」を開催し、「労働衛生の新しい健康問題と管理方策」、「産業安全の課題から」及び「有害性機序の解明」をテーマとする2名の研究職員を含む8題の講演と討論会を実施し、幅広い領域の労働安全衛生関係者への最先端の研究成果の普及を図った。また経済団体、労働組合、行政、及び代表的専門家によるパネルディスカッションを実施し、労働現場の最先端の問題と対応等を明らかにした。参加者は169名であった。 ＜添付資料7 シンポジウム抄録集＞ ・平成19年6月21日(東京都)及び26日(大阪市)に日本鉄鋼連盟との共催により「ITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築」報告会を、平成19年9月21日に高松市で四国地区電力需用者協会等との共催により「電気関係災害防止対策講習会」を開催した。参加者は、それぞれ、350名(東京、大阪合計)、92名であった。 ・米国、カナダ、台湾からの専門家を招き「手腕振動評価と防振技術」「環境・職業保健と生殖技術」「長時間勤務の健康影響と対策」をテーマとする「国際セミナー」を川崎地区において3回開催した。また、連携大学院締結機関の三重大学大学院医学系研究科(公衆衛生学・産業医学分野)と共催で、「アジア諸国の職業・環境医学」をテーマに三重大学で開催した。 ＜添付資料16 国際セミナー一覧＞ ・「一般公開」を4月15日に川崎地区(参加者数85名)、4月18日に清瀬地区(同170名)で実施した。 ・清瀬地区においては事前申し込みのいらない自由見学方式を採用し、施設見学や公開実験等を実施した。アンケート調査(回収率78.8%)による参加者の感想は、「説明がとてもわかりやすかった。私の専門分野以外の安全についても理解を深めることが出来ました。」「実験を見せていただき貴重な体験をしました。」など、好印象を持った見学者が多かった。 ・川崎地区においては、「長時間労働・働き過ぎによる疲労の蓄積を防ぐ」及び「歩行中の転倒転落事故とその防止対策」と題する講演、所内施設見学、体験コーナー、研究成果のパネル展示等を実施した。アンケート調査(回収率61%)の結果、非常によかった(40%)、よかった(42%)との回答が大多数を占め、「いろいろと興味ある内容だった」「身近にこのような研究者集団がいるとは驚いた」といった感想が寄せられた。 ＜添付資料17 一般公開プログラム＞ ・20年度の一般公開について、広報資料の共同作成等や双方の研究者の参画等を盛り込んだ実施計画を作成し、準備を進めた。

中期目標	中期計画
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5)知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。
7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																		
	・海外を含む企業、安全関連団体、学会等から申し込みのあった見学希望等に対して、その専門性等を考慮した対応プログラムを作成して柔軟に対応した。(国内17件、国外15件)																		
(5) 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。	(5) 知的財産の活用促進 ・本件についても今年度から両地区の業務の本格的な統合作業を開始した。所内規程の整備等を促進するために清瀬、川崎両地区の責任者が定期的に意見交換を行い、支援体制の整備を図った。 ・平成19年度は、新たに4件の特許査定を受け、特許登録総数は32件(うち、米国特許1件)となった。また、新規の特許出願は2件であり、特許出願総数は18件である。TLO(ヒューマンサイエンス技術移転センター)扱いの特許出願総数は6件、意匠出願は1件、特許実施は1件である。 <table><tr><td></td><td></td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td rowspan="2">研究所扱い</td><td>登録特許</td><td>30(5)</td><td>32(4)</td></tr><tr><td>特許出願中</td><td>19(0)</td><td>18(2)</td></tr><tr><td rowspan="2">TLO扱い</td><td>特許出願中</td><td>6(3)</td><td>6(2)</td></tr><tr><td>意匠出願中</td><td>3(1)</td><td>1(1)</td></tr></table> ☆()内は当年度分であり、内数である。 ＜添付資料18 特許出願、特許登録及び特許の実施状況＞			H18	H19	研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	特許出願中	19(0)	18(2)	TLO扱い	特許出願中	6(3)	6(2)	意匠出願中	3(1)	1(1)
		H18	H19																
研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)																
	特許出願中	19(0)	18(2)																
TLO扱い	特許出願中	6(3)	6(2)																
	意匠出願中	3(1)	1(1)																
7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。 イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 ウ 災害調査への的確な対応 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等には、労働災害調査分析センターを中心として迅速、的確に対応する。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ・本年度は前年度の新研究所発足に当たり設置した労働災害調査分析センターの活動を産業安全(清瀬地区)と労働衛生(川崎地区)を統合した業務として一元的に実施して以下の実績をあげた。 ・下記の表に示す通り平成19年度も4つの区分に分類した労働災害の原因調査等を行った。結果は、①厚生労働省からの依頼及び研究の実施上必要があると研究所が判断した調査等に基づく災害調査が20件、②労働基準監督署、警察署等からの依頼に基づく刑事訴訟法に基づく鑑定等が19件、③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が9件、④行政機関からの依頼調査等が3件となった。 ・この内①②④の項目は前年度実績の各1.7倍、1.6倍、及び3倍の増加となった。 <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td>①災害調査</td><td>12</td><td>20</td></tr><tr><td>②鑑定等</td><td>12</td><td>19</td></tr><tr><td>③労災保険給付に係る鑑別・鑑定</td><td>12</td><td>9</td></tr><tr><td>④行政機関からの依頼調査</td><td>1</td><td>3</td></tr></table> ・ほかに、前年度から継続している案件として13件の災害調査を実施した。 ＜添付資料19 災害調査等の実施状況＞ ・これらの災害調査等の調査結果については、内部評価委員会等の場を活用して進行管理を図り、その迅速な報告の促		H18	H19	①災害調査	12	20	②鑑定等	12	19	③労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	④行政機関からの依頼調査	1	3			
	H18	H19																	
①災害調査	12	20																	
②鑑定等	12	19																	
③労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9																	
④行政機関からの依頼調査	1	3																	

中期目標	中期計画
8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	進に努めた。 ・平成19年度に実施した災害調査については20件中9件について、刑事訴訟法に基づく鑑定等については19件中16件について、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等については9件中4件について、それぞれ依頼先に調査結果等の報告を行った。なお平成19年度に依頼を受けた災害調査及びそれに係る鑑定等で報告書が未提出なものについては、早急に完成させる予定である。
8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容に産業安全に関する研究戦略の策定を加え、「労働安全衛生重点研究推進協議会」としての活動を開始する。 ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・EU Directive制定後、EU加盟国(イギリス、フランス、フィンランド、スウェーデン、イタリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル等)で発行された法律を収集し、厚生労働省安全衛生部へ情報として提供した。 ・足場からの墜落防護措置に関し、EU加盟国(イギリス、フランス、ドイツ等)及び北米(アメリカ、カナダ)における法律、規格を収集し、厚生労働省安全衛生部情報として提供した。 ・厚生労働科研費研究「屋内ラドンによる健康影響評価および対策に関する研究(H19-健危一般-016)」の研究分担者として纏めた室内作業場におけるラドン暴露状況に対する論文翻訳等を厚生労働省安全衛生部へ情報として提供した。 ・厚生労働省労働基準局化学物質対策課の依頼により、ナノマテリアルに係わる次の二つの海外の労働衛生施策と先端技術の情報を精査・検討し、行政に提供した。 1. ドイツの連邦労働安全衛生研究所(Federal Institute for Occupational Safety and Health, Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin/BAuA)が作成した「職場におけるナノ物質の取扱いと使用に関するガイダンス」 2. 米国国立労働衛生研究所の作成した「ナノ粒子のレスピレーターフィルター(マスク)媒体の透過について」(NIOSH Contract No. 254-2005-M-11698)」 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・研究所の統合に伴い、これまで川崎地区が運営していた「労働衛生重点研究推進協議会」を産業安全領域を含めた「労働安全衛生重点研究推進協議会」へと統合発展させた。初年度は秋に第1回協議会シンポジウムを開催し、(1)労働衛生重点領域の研究課題と産業安全に関するシンポジウム、および(2)産業界、労働界、行政および学識経験者による労働衛生と産業安全の統合に関するパネルディスカッションを実施した。さらに3月に第1回協議会を開き、産業安全領域の新しい重点研究領域と重点研究課題の作業を開始した。また労働衛生の3つの重点研究領域と18の重点研究課題の見直し作業に入った。 ウ 最先端研究情報の収集 ・炭素系のナノマテリアルの毒性に関する最新の知見、論文

中期目標	中期計画

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績												
を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。	等の情報を収集し、ホームページを通じて提供した。												
エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布	エ 刊行物の発行と配布												
最先端の研究情報の収集と発信を目的として以下の刊行物の発行と配付を行う：	(1) Industrial Health												
・労働安全衛生に関する研究成果に係る和文学術誌「労働安全衛生研究」を年 2 回発行、配布する。	・前年度に策定した国際学術誌 Industrial Health の発行を年4回から年6回に増やす計画を本年度に実現させた。本誌により労働衛生の最先端の研究情報を国内582、国外429の大学・研究機関等に配布した。												
・労働衛生に関する最先端の研究情報に係る国際学術誌「Industrial Health」誌の質的及び量的な改善を図る。また、産業安全に係る英文論文の掲載に努める。	・平成19年のIndustrial Health誌の投稿論文数は127編で過去4年連続して100編以上の投稿数が続いている。掲載論文数は110編で、平成14年49編、15年50編、16年59編、17年87編、18年97編に比べて着実に増加している。掲載論文数の国別／地域別内訳は欧米28％、アジア・オセアニア20％、日本(所外)33％、所内14％、その他の国5％であり、近年欧米の論文が増加しているのが重要である。												
・労働安全衛生に関する特別研究報告、研究所技術指針を発行する。	<table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td>投稿数</td><td>109</td><td>127</td></tr><tr><td>掲載論文数</td><td>97</td><td>110</td></tr><tr><td>インパクトファクター</td><td>0. 91</td><td></td></tr></table>		H18	H19	投稿数	109	127	掲載論文数	97	110	インパクトファクター	0. 91	
	H18	H19											
投稿数	109	127											
掲載論文数	97	110											
インパクトファクター	0. 91												
	・同、産業安全の特集号を出し、すべり、つまずきそして転倒に関する9編の論文を掲載した。												
	・平成18年度末にJ-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に対し、1995年以降のIndustrial Health 誌の全掲載論文を提供し、世界の代表的な医学論文データベースであるPub-Medをはじめ、ChemPortやCrossRefとのリンクによる全文無料閲覧が可能となった。平成19年度は、全世界から書誌事項に12万件を超えるアクセスを得たほか、5万件を超える全文PDFダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。												
	＜添付資料20 Industrial Health 関係資料＞												
	(2) 新和文誌「労働安全衛生研究」												
	・我が国初の労働安全衛生分野全般を対象とした和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2号発行)を創刊し、厚生労働省や全国の地方労働局の労働安全衛生行政担当部署、その他の労働安全衛生機関等へ約1,300部配布した。												
	＜添付資料21 労働安全衛生研究 関係資料＞												
	(3) 特別研究報告、技術指針												
	・特別研究報告JNOSH-SRR-NO.35(2007)「情報化技術を援用した中小規模掘削工事の安全化」、技術指針JNOSH-TR-NO.42(2007)「静電気安全指針2007」を発行し関連機関に配布した。												
	オ その他												
	・社団法人日本電設工学協会主催の「2007電設工業展製品コンクール表彰式」において「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長賞」を授与した。												
	＜添付資料22 独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長賞 関係資料＞												

中期目標	中期計画
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。	(2)労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 諸大学との連携大学院協定の締結と学術交流を進める。 イ 大学非常勤講師等の派遣 研究職員を大学の非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ 若手研究者等の受け入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行う。 エ 労働安全衛生機関の支援 諸機関の要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行う	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・前年度新たに連携大学院協定を締結した武蔵工業大学、神奈川工科大学、北里大学、および国立大学法人三重大学において、17名の研究職員がそれぞれ今年度も引き続き客員教授(10名)、客員准教授(7名)等に任命された。 ・この内、北里大学大学院医療系研究科においては独立行政法人労働安全衛生総合研究所・連携大学院方式教育プログラムとして「生活・職場環境と健康リスク」ーヘルシーライフ・ヘルシーワークへのアプローチと題する特別講義が行われ、研究職員7名が講義を担当した。また、国立大学法人三重大学大学院医学研究科論文博士審査会に副査として出席した。更に、同大学においても、研究職員が連携教授として講演を行った。 ・研究所統合時に既に連携大学院協定を締結中であった日本大学理工学部、国立大学法人長岡技術科学大学、国立大学法人大阪大学では、今年度は客員教授1名、准教授3名等が大学若手研究者の育成に当たった。 イ 大学非常勤講師等の派遣 ・17機関に対して28名の研究職員が非常勤講師として協力・支援を行った。 ・別に国立大学法人で新たに導入されつつある連携大学院とは別枠の非常勤の客員教授に2名の役職員が招聘された。 ウ 若手研究者等の受け入れ ・連携大学院協定に基づいて、合計5名の大学院生を受け入れた。 ・日本学術振興会の外国人特別研究員1名、論文博士プログラム3名を受け入れ、博士号取得等に向けた指導を行った。 ・厚生労働科学研究費補助金による労働安全衛生総合研究推進事業・若手研究者育成活用事業に採択され、リサーチレジデントを1名受け入れた。当研究所での指導によりこのリサーチレジデントが地盤工学研究発表会にて優秀論文発表者賞を受賞した。 ・ほかに大学等からの研修生35名を研究所に受入れ、若手研究者として育成をはかった。若手研究者受入に係る新しい所内規程の作成に向けて検討を進めた。 エ 内外の労働安全衛生機関の支援 ・他組織からの要請に基づき、厚生労働省産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修の受入、JICA保健衛生管理セミナー(2007.6)や労働安全衛生政策研修セミナー(2007.11)の外国人研修員受け入れを行った。 ・愛媛／長野労働局及び監督署の監督官の労働衛生研修として振動の人体影響に関する講義を行った。 ・中災防などの災害防止機関が主催する安全衛生大会等において、講師及びパネラーとして協力した。 ・米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)の要請により派遣さ

中期目標	中期計画
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	(3)研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	れていた当研究所の若手研究職員が、NIOSHの常勤の研究職員として正式に採用された。 ＜添付資料9 役職員の委員派遣等一覧＞
(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。	(3) 研究協力の促進 1) 「WHO労働衛生協力センター」の再指定 ・2007年4月9日付で当所の国際情報・労働衛生研究振興センターが同センターとして公式に指定されたので、この1年の間欧米及びアジア諸国との研究協力活動をこの面から積極的に推進した。主要な研究活動はGOHNET研究として登録された以下の3つの研究であった。 ①「保健医療従事者の労働安全衛生」:国際学術誌Industrial Health (Vol.45 No.5,2007)に特集号(Occupational Hazards among Health Care Workers)を企画し、欧米から11編、日本から2編の当該テーマの最新研究論文を出版した。 ②「職業性疾病・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランス—ウェブ情報システムの開発と活用」:インターネットを活用して、多国間での職業性疾病サーベイランスと情報共有の実現を目指し、国内を対象とした針刺しのWebサーベイランスシステムをほぼ完成させた。また福井大学を中心とする、アジアにおけるじん肺レントゲン読影トレーニングプロジェクトを支援するWebサイトを立ち上げた。 ③「中小企業の労働安全衛生」:事業場の労働安全衛生マネジメントシステムの導入と実施に経験のある研究者と共同で、中小企業の中にOSHMSを導入することにより、システムとして継続的な労働安全衛生活動を定着させる取り組みを、公的サービスを提供する事業場でスタートさせた。 2) 年度計画の実施 ア 研究協力協定等 (1)韓国忠北大学と研究協力協定を2008年3月25日に新たに締結し、機械、電気、化学、建設等の安全分野を中心に研究協力を開始した。 (2)既に研究協力協定を締結中の国外の8研究機関(米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)、英国安全衛生研究所(HSL)、英国ラフボロー大学、フランス国立安全衛生研究所(INRS)、スウェーデン国立労働生活研究所(NIWL)、韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院(OSHRI)、韓国ソウル産業大学及び中国海洋大学)と、研究協力協定に基づいて労働安全衛生関係の幅広い分野にわたる研究協力を推進した。 ＜添付資料23 研究協力協定締結研究機関資料＞ (3)その他 ・現在も重要な社会問題となっているアスベスト関係の研究と予防対策の世界的拠点施設の1つになっている米国マウンテンサイナイ医科大学と研究協定を結ぶべく先方の主任教授との話し合いを進めた。 ・その他米国コネチカット大学、IRSST(カナダ)、ルンド大学

中期目標	中期計画
9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。	9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進 非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。 エ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。また、20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。	(スウェーデン)、ノーファー職業医学研究所(ポーランド)との研究協力協定を検討中である。 イ 研究交流会等 ・安衛研フェロー研究員として29名(うち平成19年度新規3名)、安衛研客員研究員として17名(うち平成19年度新規7名)を委嘱し、清瀬と川崎両地区の統合した客員研究員交流会の開催準備を進めた。 ウ 大学、企業等の研究者との研究交流の促進 ・平成19年7月5日(木)～6日(金)に産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を産業医科大学で実施し、産医大から4題、安衛研から安全分野を含む5題の研究発表が行われた。 ＜添付資料24 産医大との研究交流会開催報告＞ ・人体振動勉強会、職業性ストレス研究会、産業温熱研究会・体温研究会合同シンポジウム、遺伝子研究会、サッカード研究会、反応安全に関するトピックスを研究討論する「新RSE研究会」を職員が主催または共催し、大学、企業等の研究者との研究交流を進めた。 エ 共同研究 ・研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は約43%であった。 ・外部機関との研究交流により、研究員の派遣20名、受け入れ20名を行い、目標数の20人の2倍に達した。
9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。 イ 研究倫理 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 ウ 独立行政法人通則法、個別法、就業規	9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 ・研究職員の中から法令・規則遵守等担当の業務責任者を任命し公正で適確な業務運営の推進を総合的に進めることとした。 ・個人情報保護に係る外部研修会に職員を参加させるとともに、当該研修結果等を元に職員を対象とした所内研修会を実施した。 ・法令に則って情報の公開をさらに進めるためホームページを更新し、各種の情報公開を図った。 ・情報公開システムの系統的な整備を図るために、研究所における情報管理ポリシーの検討を進めた。 ・平成19年度における情報公開請求は3件であり、所内規程に基づき情報開示を行った。 イ 研究倫理 ・研究所統合に伴い新たに更新した研究倫理委員会に係る所内規程に従い、調査研究活動を進めた。研究倫理審査委員会を1回開催し、計18件(新規申請9件、継続・変更申請8件、再審査1件)を審査した。なお、これらの内5件(新規申請5件)については迅速な審査を行った。 ・平成18年度に改定した科学研究費補助金取扱規程に基づき科研費不正使用防止対策を進めた。 ウ その他

中期目標	中期計画
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1)予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。 第4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																											
則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。	・法令化が進んでいるセクハラ問題のほか、社会的及び国際的に新たに重要な問題になりつつあるパワーハラスメント及びモビング問題の解説と防止活動を進めるため、所内研修会の研修課題としてこれら三課題を取り込んだ研修を実施した。 ・独立行政法人通則法、個別法の理解とこれに基づく職員の意識改革を更に進めるため新年度冒頭の職員研修会で理事長が新規採用職員、部長／上席研究員昇任者、総務課転入職員に対し、独立行政法人と特殊法人との運営体制と運営方式の違いを含む解説と訓示を実施した。 ・同様に役員会議で監事意見の積極的な取り込みを図った。																																											
第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的研究資金、受託研究の獲得〔再掲〕 関係省庁、公益団体、企業等の競争的資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。 イ 自己収入の確保〔再掲〕 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。	第3 予算、収支計画及び資金計画 ・平成19年度は、文部科学省科学研究費補助金10件(うち研究代表者7件)、厚生労働省科学研究費補助金16件(うち研究代表者8件)、その他環境省1件(研究代表者)の合計27件78,823千円の競争的研究資金を獲得した。また、5件 18,627千円の受託研究を獲得した。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td rowspan="2">競争的資金の導入</td><td>件数</td><td>30</td><td>27</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>104,937</td><td>78,823</td></tr><tr><td rowspan="2">受託研究</td><td>件数</td><td>11</td><td>5</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>24,790</td><td>18,627</td></tr></table> <添付資料4 外部研究資金の導入> ・その他、施設貸与2件 148千円、著作権料3件 688千円、特許実施料1件 218千円等の自己収入を得た。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td rowspan="2">施設貸与</td><td>件数</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>552</td><td>148</td></tr><tr><td rowspan="2">著作権料</td><td>件数</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>44</td><td>688</td></tr><tr><td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>328</td><td>218</td></tr></table>			H18	H19	競争的資金の導入	件数	30	27	金額(千円)	104,937	78,823	受託研究	件数	11	5	金額(千円)	24,790	18,627			H18	H19	施設貸与	件数	3	2	金額(千円)	552	148	著作権料	件数	2	3	金額(千円)	44	688	特許実施料	件数	4	1	金額(千円)	328	218
		H18	H19																																									
競争的資金の導入	件数	30	27																																									
	金額(千円)	104,937	78,823																																									
受託研究	件数	11	5																																									
	金額(千円)	24,790	18,627																																									
		H18	H19																																									
施設貸与	件数	3	2																																									
	金額(千円)	552	148																																									
著作権料	件数	2	3																																									
	金額(千円)	44	688																																									
特許実施料	件数	4	1																																									
	金額(千円)	328	218																																									
2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算については別紙3 のとおり。 (2) 収支計画については別紙4 のとおり。 (3) 資金計画については別紙5 のとおり。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。	1) 施設経費の節減 ・中長期的に大幅な経費節減が見込まれるテレビ会議装置を本部棟及び川崎地区管理棟に設置した。 ・両地区の人工環境室を清瀬地区に集約し施設経費の永続的な節減を図った。 ・同様に川崎地区で二カ所に別れていた病理実験室を統合した。 ・ダイオキシン関係の高度分析研究が終了したため、高度分析施設の管理水準を緩和し、維持管理コストを引き下げた。 ・同様に低温実験施設も運用計画を大幅に効率化した利用を継続し電気代を含む必要経費を節減した。 2) 研究経費の節減 ・プロジェクト研究の全課題に対して要求額の3割削減を基準額とし、内部評価委員会と外部評価委員会における課題評価結																																											

中期目標	中期計画				
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修, 研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備				
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。 イ 業務運営の効率化, 定型業務の外部委託化を推進する。 (2)常勤職員の数 調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。 (参考1)常勤職員数 <table border="0"> <tr> <td>期初の常勤職員数</td> <td>121名</td> </tr> <tr> <td>期末の常勤職員数</td> <td>115名(上限)</td> </tr> </table> (参考2)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278百万円	期初の常勤職員数	121名	期末の常勤職員数	115名(上限)
期初の常勤職員数	121名				
期末の常勤職員数	115名(上限)				

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
第5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	果及び研究代表者の個人業績評価結果を加味した総合的な評価結果を基に、研究費の配分を150万円の減額から250万円の増額の範囲で調整した(川崎地区)。また、外部研究評価で問題点が指摘された1課題については開始を先送りし、研究費の有効活用につなげた。 - 同様に基盤的研究費に対して内部評価委員会の基盤的研究評価点と個人業績評価点の総合評価結果を基に、各人への配分額を最低20万円(2名)(前年度は40万円)から120万円(3名)(同250万円)までの範囲に固定し、イノベーション25研究とGOHNET研究の担当者にそれぞれ200万円を配分するという目的を達成した。 - 大型・小型研究機器と機械器具の保守管理費の決定については予算担当者が詳細なヒアリングと検討を重ね、不用で成果の見込まれない予算を排除することにより、経費の節減と効率化を図った。 3) 全体予算 - 平成19年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 - 経費削減の達成度については平成19年度の運営費交付金を充当して行う事業について、人件費(退職手当を除く。)は予算額に対して96.1%、一般管理費は予算額に対して98.6%、業務経費は予算額に対して99.3%の執行となった。
第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ア 新規研究員の採用に際しては公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。 イ 研究職員の昇任、昇格、昇給に関してより公正な人事方式の採用に努める。 ウ 適材適所の原則により人事計画の効率化に努める。 (2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 120 名 当年度末の常勤職員数の見込み 119 名 (3) 当年度中の人件費総額見込み 1,071 百万円	第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 ア 任期付研究員の採用 - 任期付研究員を公募により採用した。 - 平成18年度中に採用が内定していた若手任期付研究員2名を平成19年4月1日付で採用した。本年度に公募した24名の応募者の中から、平成20年1月1日付で2名を若手任期付研究員として採用した。また女性1名を含む5名を平成20年4月1日採用予定者として内定した。 - これら9名の採用者中8名は博士号取得者であり、博士号の内訳は工学が2名、理学、学術、医学、保健医療学、教育学、人間科学が各1名と学際的で広範囲の領域をカバーした。 3年間の任期満了直前にオーストラリア国立ニューカッスル大学保健学部の主任教授へ栄転したオーストラリア国籍の若手任期付研究員は、在籍中に年間に10編以上の英文原著論文を世界の一流国際誌に掲載するのみならず、研究所発行の国際誌 Industrial Health 誌の編集委員としてインパクトファクターの改善と本誌の年6回発行の実現に大きく貢献した。またWHOのGOHNET研究の担当者として当研究所のWHO協力センターへの復帰と研究の推進に貢献した。 イ 昇任、昇格、昇給人事の改善 - 研究職員の昇任、昇格、昇給人事に関しては内部評価委員会の個人業績評価結果を基準点とした。これは各人の研究業

中期目標	中期計画								
	2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因，診断，予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため，既存の施設・設備について，耐用年数，用途，使用頻度，使用環境等を勘案し，計画的な更新，整備を進める。 <table><tr><th>施設整備の内容</th><th>予定額 (単位: 百万円)</th><th>財源</th></tr><tr><td>屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修</td><td>1,920</td><td>施設整備 費補助金</td></tr></table>			施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修	1,920	施設整備 費補助金
施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源							
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修	1,920	施設整備 費補助金							

平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	績等5つの評価項目を所属部長と補佐(第1段), 研究領域長(第2段), 研究所長(第3段)が別評価し, その総合点を算出したものである。 ・部長／センター長への昇任にはこの基準点と理事長打ち合わせ会議メンバー全員による推薦点との総合点が使われた。 ・同じく昇格には全部長と運営会議メンバー全員の推薦点との総合点が使われた。 ・また昇給には新しい国家公務員昇給基準に基づく昇給号俸の決定にこの基準点が使われた。 ウ 人事計画の効率化 ・級別人数の適正化と効率化を図るため5級(部長・統括研究員級)人数を大幅に削減し, 中堅4級数へ振り替えた。同様に3級の増員を確定した。これにより2年前の統合当初と比べ, 5級が5名減り14名となることになった。一方, 3, 4級が3名ずつ増加した。 ・年度中に特に重要で高度の能力を要する特定の業務を統括する「特任部長」の職制の導入を決定し, アスベスト担当の特任部長を内定の上発令手続きを進めた。 ・研究職員93名中26名(28%)を研究グループの枠を超えた配置換えを行うことにより研究グループ間の統合化を進めた。 エ 人員数 ・年度初の常勤職員数は117名であり, 年度末の常勤職員数は117名である。 オ 人件費 ・平成19年度における人件費の総額は1,044百万円で, 平成19年度計画における当年度中の人件費総額見込み(1,071百万円)と比べて27百万円の節減となった。
2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、経年劣化の著しい静電気特性測定用恒温恒湿施設、配管等爆発実験施設、超高サイクル疲労強度の解析施設、RI 実験室及び人工環境室について平成19 年度中に改修工事を実施する。 (参考)	2 施設・設備に関する計画 1) 本部棟の設置 ・清瀬地区に研究管理を一元化し, 統合効果を一層高める観点から, 年度計画外ではあるが本部棟の設置を行った。具体的には総合研究棟の建物内部のレイアウトを変更して, 総務部, 研究企画調整部, 労働災害調査分析センター及び国際情報・労働衛生研究振興センターを建物2階南側の部屋に隣接させ, 各部長, センター長以下の主なスタッフを配置した。同様に廊下を隔てた北側に理事長, 理事及び監事の部屋を横並びに隣接させ, 役員, 各部, センター間の連携強化とコミュニケーションの促進を空間的距離的効率性の面から確保した。 2) 人工環境室の地理的集約による統合成果の実現 ・清瀬, 川崎の両地区に設置されていた人工環境室を清瀬地区に統合した。 3) 改修工事の実施 ・平成19年度計画どおり, 経年劣化の著しい静電気特性測定用恒温恒湿施設, 配管等爆発実験施設, 超高サイクル疲労強度の解析施設, 及びRI実験室について当年度中に改修

中期目標	中期計画			
	空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修			

平成19年度計画		平成19年度の業務の実績
施設整備の内容	措置年度	工事を実施した。 <添付資料3 図面と工程表>
屋上防水改修	H18措置済み	
電気設備改修	H18措置済み	
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19措置予定	
配管等爆発実験施設改修	H18,19措置予定	
超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19措置予定	
統合生産システム安全性検証施設改修	H20措置予定	
施工シミュレーション施設改修		
非常電源装置改修	H18措置済み	
電子顕微鏡室改修	H18措置済み	
RI実験室改修	H19措置予定	
空調設備改修		
低温実験室改修	H20措置予定	
人工環境室改修	H19措置予定	
渡り廊下改修		
外壁防水塗装		
耐震改修	H20,21,22措置予定	